

ビジネスモデルで解説する 中国ビジネスにおける利益回収・税コスト ・通関管理のポイント

送金手続や決済、通関手続、利益回収、注意したい法制度や税務上の問題について
ビジネススキームごとに実践解説

Mizuno Consultancy Holdings Ltd.

代表取締役社長 水野真澄

＜目次＞

第1部 中国の税制・外貨管理・通関上の原則（初級編）

I. 中国の税制の基礎（企業所得税・流通税・その他）

1. 中国には、どのような税金がありますか？(P.4)
2. 企業所得税の概要を教えてください。(P.5)
3. 流通税の概要を教えてください。(P.7)
4. 増値税と営業税の課税方法の違いを教えてください。(P.8)
5. 増値税の一般納税人と小規模納税人は、どのような違いがありますか？(P.13)
6. 非居住者に対する源泉徴収課税の内容を教えてください。(P.14)
7. 役務増値税の源泉徴収(P.15)
8. 源泉徴収される税金は、誰が負担すべきですか？(P.17)
9. 個人所得税の概要を教えてください。(P.19)
10. 外国人に対する個人所得税の特例はありますか？(P.21)
11. 非居住者（出張者）に対して、個人所得税は課税されますか？(P.22)

II. 流通税改革（増値税と営業税の関係）

1. 流通税改革とはどのような内容でしょうか。(P.23)
2. なぜ、流通税改革を行うのでしょうか。(P.24)
3. 流通税改革が実施されると、納税者は有利になりますか？(P.25)
4. 流通税改革における一般納税人と小規模納税人の違いを教えてください。(P.27)
5. 流通税改革における輸出免税・ゼロ税率の概念を教えてください。(P.28)

III. 租税条約と活用上の注意点

1. 日本と中国の租税条約はどのような内容でしょうか。(P.31)
2. 香港子会社の社員が中国でビジネスを行う場合、租税条約は適用されますか？(P.32)
3. 租税条約の適用を受ける場合、事前手続が必要でしょうか？(P.32)

IV. 外貨管理の基礎（対外決済の注意点）

1. 貨物代金決済の管理はどのようなになっているのでしょうか。(P.35)
2. B、C ランクに降格されるのは、どのような場合ですか？(P.36)
3. B、C ランクに降格された場合、どのような影響があるのですか？(P.38)
4. ユーザンス取引や前受・前払は可能ですか？(P.39)
5. 非貿易項目の送金方法を教えてください。(P.41)
6. 資本金の払込みと換金に付いての管理を教えてください。(P.43)
7. 中国の現地法人の借入制限を教えてください。(P.44)
8. 銀行や外貨管理局は、どのように口座内の資金の特性を把握・管理しているのですか？(P.46)

V. 人民元対外決済（人民元を活用した貨物代金・役務費の受払いと投融資）

1. 人民元対外決済の現状(P.48)
2. 人民元による資本金払込みは可能ですか？(P.50)
3. 人民元のクロスボーダー借入は可能ですか？(P.51)

VI. 保税区域の特徴（保税区域の特徴と活用のメリット）

1. 保税区域とはどのような場所でしょうか。(P.53)
2. 保税区域には、どのような種類がありますか？(P.55)
3. 保税区域を活用する際の外貨管理・税務上の注意点を教えてください。(P.59)

第2部 日本企業の中国ビジネス展開（中国に法人を開設しない場合）

I. 中国における PE 課税の法規と実務

1. PE とはどのような概念でしょうか。(P.61)
2. PE 課税を受けるとどのような問題が生じるのでしょうか。(P.62)
3. 中国の PE 課税の特徴を教えてください。(P.62)

II. 技術者派遣と指導料の回収(P.64～)

1. 中国に出張者を派遣した場合、対価を受け取る事はできますか？
2. コンサルティング費を回収する場合の手續と税金を教えてください。
3. 回収できる金額に制限はありますか？

III. ロイヤルティの回収(P.66～)

1. 中国企業からロイヤルティを受け取る事はできますか？
2. ロイヤルティの送金に関する手續と送金可能額を教えてください。
3. 送金に際して、どのような税金が課税されますか？

IV. コミッションの回収(P.68～)

1. 中国企業からコミッションを受け取る事はできますか？
2. コミッションの送金に関する手續と送金可能額を教えてください。
3. 送金に際して、どのような税金が課税されますか？

V. 非居住者在庫（VMI）オペレーションの注意点と税務リスク(P.70～)

1. 日本企業が中国国内で在庫を保有する事はできますか？
2. 在庫保有でどのような税金が発生しますか？
3. 一日遊とはどのような取引ですか？
4. 在庫保有に関する税務上の注意点（PE 課税）を教えてください。

VI. 中国企業に対する加工委託(P.74～)

1. 中国企業に加工委託をする場合、どのような形態がありますか？
2. 中国企業に加工委託をする場合のメリットは何ですか？
3. 加工委託形式の利益の回収方法について教えてください。

VII. 機器販売及び据付役務（Supervising 役務）形式に対する課税(P.78～)

1. 中国国内で日本企業が工事を請け負う事はできますか？
2. 機器販売と据付役務を組み合わせる場合、どのような課税が行われるのでしょうか。
3. PE 認定を受けると、どのような問題が発生するのでしょうか。

第3部 日本企業の中国ビジネス展開（中国に法人を開設する場合）

I. 駐在員事務所の開設・運営上の注意点・課税

1. 常駐代表処とは、どのような組織ですか（活動範囲・人員・運営方法）？(P.81)
2. 常駐代表処はどのような税金を納める必要がありますか？(P.81)

II. 現地法人の設立と課税の原則

1. 現地法人を設立する場合の注意点は何ですか？(P.83)
2. 現地法人の資本金の決め方と払込み方法を教えてください。(P.85)

3. 設備機械を購入・輸入する場合の、免税手続を教えてください。(P.87)
4. 現地法人が配当する場合の制限を教えてください。(P.89)
5. 現地法人の清算は難しいですか？また、剰余金の回収は可能でしょうか。(P.90)
6. 現地法人の出資持分を売却する事は可能ですか（手続と課税）？(P.92)

Ⅲ. 販売会社の設立と運営のポイント

1. 販売会社を設立する場合、特別な注意点はありますか？(P.95)
2. 貿易権を取得するにはどうすればよいのでしょうか。(P.95)
3. インターネット販売は可能ですか？(P.96)
4. 危険品を取り扱う場合の注意点を教えてください。(P.97)
5. 保税區貿易会社とはなんのでしょうか。(P.98)

Ⅳ. 現地法人の分枝機構（支店・連絡事務所）開設と運営上の注意点・課税方式

1. 現地法人の分公司とはどのような組織ですか？(P.99)
2. 現地法人の分公司の特徴を教えてください。(P.99)
3. 分公司はどのような税金を払うのですか？(P.100)
4. 企業所得税は、本支店（総公司・分公司）で、どの様に申告納税するのですか？(P.100)
5. 弁事処というのは、どのような組織ですか？(P.101)
6. 投資性公司以外の現地法人が、再投資をする事は可能ですか？(P.102)

第1部 中国の税制・外貨管理・通関上の原則

I. 中国の税制の基礎（企業所得税・流通税・その他）

1. 中国には、どのような税金がありますか？

中国の主要な税金（外資企業・外国人に関連する税金）は、以下の通り。

1. 所得に対する税金

① 企業所得税

2008年に内外資の税制が統合された。所得に対して25%の定率。

② 個人所得税

3～45%の超過累進課税。

中国公民・外国人同様の税制であるが、月次基礎控除額は、中国公民 3,500 元に対して、外国人は 4,800 元となっている。

2. 流通税

主要な流通税は、増値税と営業税であるが、2012年1月より、地区を限定した税制統合の試行措置（役務に対しても増値税課税に変更）が開始されている。

① 増値税

物品売買、加工補修役務を課税対象とする、標準税率 17%の税金。

② 営業税

物流、サービス、金融、無形資産売買、リース等を課税対象とする、標準税率 5%の税金。

③ 消費税

特定物品に対して課税される奢侈税（物品税）。

3. 流通税に対する課税

営業税・増値税に対して、一定税率で課税される税金として、城市建設税、教育費賦課、地方教育費賦課、河道管理費が挙げられる。

以前は、内資企業にのみ課税されていたが、2010年12月1日より、外資企業に対しても課税されるようになった。

4. 関税

輸入通関時に、CIF 価格を関税評価額と、商品毎に異なる税率をかけて税関が徴税する税金。但し、特定品目に付いては、輸出関税制度もある。

5. 不動産に対する課税

不動産に関連する主な税金は、以下の通りである。

房産税（不動産の保有・賃貸に対して毎年課税）、契税（不動産の名義変更時に課税）、土地増値税（不動産の売却益に対して課税）、土地使用税（土地使用権の保有に対して毎年課税）。

6. その他

印紙税、資源税、車両取得税、その他

2. 企業所得税の概要を教えてください。

1. ポイント

2008 年 1 月に企業所得税法の改定が行われ、外資企業と内資企業に適用される税法が統合された。税法改定により、税率が 33% から 25% に引き下げられると共に、外資企業に対して認められていた各種優遇措置（経済特区等の優遇税率、二免三減等のタックスホリデー等）は廃止されている。

2. 概要

現行の企業所得税法は、2008 年 1 月 1 日より施行されている。

企業所得税の特徴は、以下の通りである。

① 対象

新税法は、外資企業・内資企業の双方を対象としている。

② 税率

25% の固定税率。

③ 優遇税率の適用

旧所得税法で認められた、地域に対する優遇税率（経済特区、経済技術開発区、沿海開放区等の外資企業に対する優遇税率適用）や、外資企業に対するタックスホリデー（二免三減等）

は、一律廃止されている。現在の税法で優遇対象となるのは、以下の通り。

1) 優遇税率

- ハイテク企業 15%（税法第 28 条・細則第 93 条）
 - ・「国家が重点支援するハイテク領域」に規定された範疇に入る事。
 - ・研究開発費と販売収入の比率が規定より高い事。
 - ・ハイテク製品（サービス）収入比率が規定より高い事。
 - ・科学技術者の企業職員総数に占める比率が高い事。
 - ・その他
- 小規模で利益が少ない企業 20%（税法第 28 条・細則第 92 条）
 - ・工業企業の場合は、年度の未納税所得が 30 万元以内、従業員が 100 人以内、資産総額が 3 千万元以内の企業。
 - ・その他の企業は、年度の未納税所得額が 30 万元以内、従業員が 80 人以内、資産総額が 1 千万元以内の企業。

2) 所得の減免

企業所得税法では、以下の所得に関して、所得の減免を認めている（税法第 27 条）。

- ・農、林、牧、漁業プロジェクトに従事する所得（細則第 86 条）。
- ・国家が重点支援する公共インフラプロジェクト（細則第 87 条；埠頭、飛行場、鉄道、公道、都市公共交通、電力、水利等）。条件に合う、環境保護・省エネ節水プロジェクト（細則第 88 条；公共污水处理、公共ゴミ処理、メタンガス综合利用、省エネ二酸化炭素減少技術改造、海水淡水化等）。
 - 最初の収入を得た年度（1 枚目の發票を起票した年度）より、3 年間は免税、引き続く 3 年間は半減。
- ・条件に合う技術移転（細則第 90 条）。
 - 500 万元以内の部分に付いては免税。それを超える部分に付いては、半減措置が適用。

⑤ 中国国内で受け取る配当

内国企業が、その他の内国企業に直接投資して取得する配当に対しては、免税措置が認められている（税法第 26 条）。

⇒ 外資企業が外国出資者に対して支払う配当に付いては、10%の企業所得税が課税される。

但し、税制改定前（2007 年末まで）に計上された剰余金からの配当に付いては、経過措置有り。

⑥ 損失の繰越

ある年度に発生した税務上の損失は、5年間の繰越が認められている（税法第18条）。繰り戻し還付の制度はない。

⑦ 税務申告

企業所得税法では、予定納付・確定申告が、以下の通り義務付けられている。

・ 予定納付

月次、若しくは、四半期毎の予定納付が義務付けられている（税法第54条）。

予納は、各月、若しくは、四半期終了後15日以内に行う。

・ 確定申告

年度終了後5ヶ月以内（翌年の5月31日まで）に、確定申告を行う必要がある。

3. 流通税の概要を教えてください。

1. ポイント

流通税は、増値税、営業税、消費税の三種類に分けられる。

- ・ 増値税は、財貨の販売と加工賃（加工補修役務）を課税対象とする。
- ・ 営業税は、役務、リース、金融、無形資産、娯楽等を課税対象とする。
- ・ 消費税は、特定物品（タバコ・アルコール・化粧品等）に対して課税される奢侈税。

但し、現在、一部地域で、増値税と営業税の統合の試行措置が実施されている。

2. 概要

① 増値税

増値税は、物品売買と加工補修役務に対して課税される流通税である。

課税方法は、日本の消費税と同様、顧客から回収した売上税額（仮受増値税）と、サプライヤーに対して支払った仕入税額（仮払い税額）を相殺し、差額を税務局に納税する方法を取る。

⇒ 最終消費者に転嫁される税金であり、中間業者の税負担は、理論上は無い。

基本税率は17%だが、以下の特例がある。

1) 輸出

一般納税義務者の輸出に対してはゼロ税率（免税+仕入税額の還付）が適用される。

2) 小規模納税義務者

小規模納税義務者は、仕入控除・輸出還付の適用は受けられないが、売上税率は3%となる。

3) 特定物品

食糧、食用植物油、水道水、スチーム、冷氣、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガス、メタンガス、消費者用石炭製品、図書、新聞、雑誌、飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用合成樹脂フィルム、国務院が定めるその他の財貨に付いては、13%の税率が適用される。

② 営業税

営業税は、主に、役務に対して課税される。

増値税とは違い、対価を受け取った企業が納税義務者となる（受領した報酬に対して税金を計算し、納税する）。

税率は、以下の通りである。

1) 3%が適用される業種

交通運輸、建設、郵便通信、文化体育

2) 5%の税率が適用される業種

サービス（代理業、貨運代理・倉庫保管、リース、広告等）、金融保険、無形資産譲渡、不動産販売

3) 20%の税率が適用される業種

娯楽

③ 消費税

以下の製品を製造する会社、及び、輸入する貿易会社が納税義務者となる。

課税方法と税率は、製品によって異なっている。

＜課税対象品目＞

たばこ、酒・アルコール、化粧品、貴金属・アクセサリ、爆竹・花火、製品油、タイヤ、オートバイ、乗用車、ゴルフ製品、高級腕時計、クルーザー、割りばし、フローリング

4. 増値税と営業税の課税方法の違いを教えてください。

1. 増値税の課税方法

増値税は、仮受け・仮払いを経て、最終消費者に負担を転嫁していく税額。

① 国内販売の場合

企業が、100 で仕入れた物品を、200 で販売した場合は、以下の通りの処理となる。

⇒ 増値税は顧客に転嫁される。

<取引>

サプライヤー →100→ <企業> →200→ 顧客

<経理処理> 一般納税人の場合

仮払増値税 17 (100×17%) | 仮受増値税 34 (200×17%)

⇒ 相殺して上で、17 を税務局に納税。

注：

輸入品を仕入れる場合は、輸入通関時に税関で増値税を納付する（税関が納税証明を交付する）。

一般納税人： 仮受増値税と仮払増値税を相殺して17を税務局へ納税（A社の増値税負担なし）

仕入時		販売時		納税時	
仕入 100	現預金 117	現預金 234	売上 200	仮払増値税 17	仮受増値税 34
仮払増値税 17			仮受増値税 34		

小規模納税人： 販売時に回収した増値税6を税務局へ納税（17の税コストがA社に発生）

仕入時		販売時		納税時	
仕入 117	現預金 117	現預金 206	売上 200		
			仮受増値税 6		

② 輸出の場合

<取引>

サプライヤー →100→ <企業> →200→ 外国顧客

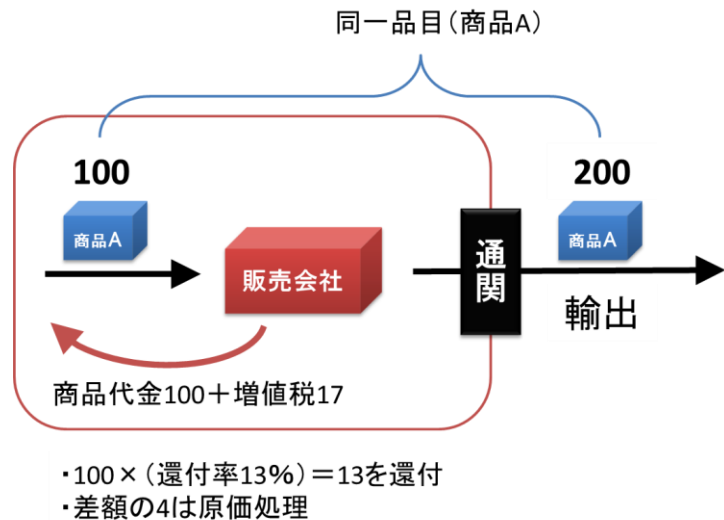
<輸出還付>

増値税一般納税人の場合、物品を輸出すれば、仕入税額の還付を受ける事ができる。

還付率は、製品によって異なる

(標準還付率は 13%)。

輸出還付の方法は、販売業と製造業で、以下の通り異なる(還付率を 13%と仮定する)。



2. 増値税輸出還付方法

・販売業

輸出品の還付税率に基づき、仕入税額を還付(輸出還付適用時に、仕入発票の提示が必要)。

100 の仕入を行った場合、 $100 \times 17\% = 17$ の仕入税額が有るが、還付税率は、 $100 \times 13\% = 13$ となり、差額 4 を原価処理する。

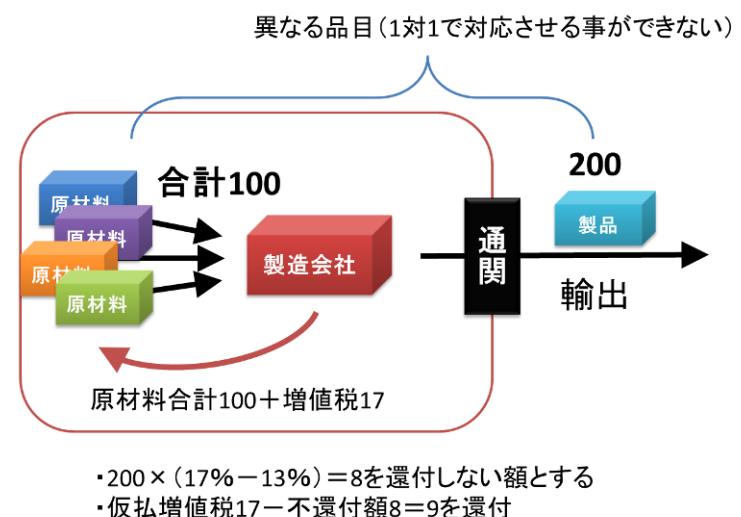
・製造業

以下の算式で、還付しない額を先に決定する。

その上で、それ以外の仕入税額(仕入税額総額から不還付税額を控除した金額)を還付する。

不還付税額 = 輸出 FOB 200 ×
(17% - 13%) = 8

よって、 $17 - 8 = 9$ を輸出還付。



3. 製造業の増値税計算方式(免税・控除・還付方式)に基づく輸出還付のステップ

① 還付控除の対象外となる金額(還付・控除不能額)の計算

還付・控除不能額 = (輸出 FOB - 免税輸入原材料) × (17% - 還付率)

② 納税額の計算

納税額 = 売上増値税(国内販売に際して徴収した仮受増値税)